

弘前市三省地区交流センターの指定管理者の選定結果について (非公募)

弘前市指定管理者選定等審議会での審議を経て、以下の団体を指定管理者候補者として選定しました。その後、弘前市議会令和5年第4回定例会において議決を得て、指定管理者として指定しました。

1 施設の名称及び所在地

施設の名称	所在地
弘前市三省地区交流センター	弘前市大字三世寺字鳴瀬68番地3

2 指定管理者

名称 三省地区交流センター運営委員会
所在地 弘前市大字三世寺字鳴瀬68番地3
代表者職氏名 会長 大川 登

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで(5年間)

4 指定までの経過

(1) 申請受付 令和5年8月24日
(2) 申請者へのヒアリングの実施 令和5年8月30日
(3) 指定管理者選定等審議会小委員会の開催 令和5年9月4日
(4) 指定管理者選定等審議会の開催 令和5年10月12日
(5) 指定の議決 令和5年12月19日

5 指定管理者候補者の選定方法

弘前市三省地区交流センター指定管理者募集要項で定める選定基準に基づき、弘前市指定管理者選定等審議会小委員会委員が、各自100点満点で評価し、その後、その結果を基に弘前市指定管理者選定等審議会での審議を経て、指定管理者候補者を選定しました。

6 評価点

評価項目	配点	評価点
		三省地区交流センター運営委員会
(1) 総合的事項 施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性	50	42
(2) 市民の平等な利用を確保することができること 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	25	21
(3) 施設の設置目的を効果的に達成することができること 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 自主事業の企画内容及び期待される効果	250	206
(4) 施設の効率的な管理運営ができること 施設の管理運営に係る経費の内容 収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	75	61
(5) 施設の管理運営を適正かつ確実にを行う能力を有していること 安定的な管理運営が可能となる人的能力 安定的な管理運営が可能となる経理的基盤 個人情報等の適正な取扱いの確保 これまでの管理運営実績	100	82
評価点	500	412
委員数（人）		5
100点満点換算点	100	82.4